

公 募 公 告

秋田合同庁舎における食堂等の経営委託を希望する者を以下のとおり募集する。

令和6年5月20日

法務省共済組合秋田地方法務局支部長 田 中 直 樹

1 募集対象者

無償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、秋田合同庁舎において食堂等の経営を希望する者

2 使用又は収益の許可期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに当事者の意思表示があったときは、双方の協議により、一度に限り更新をすることができる（最大で令和11年6月30日まで）。なお、期間には、機器の設置等、原状回復のための機器を撤去等に要する期間を含むものとする。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 法人等を設立して（個人営業の場合は営業開始から）、食堂の事業について良好な運営実績が3年以上あること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。

4 営業条件

別紙のとおり

5 申請書・誓約書等の交付

(1) 日時

令和6年5月20日（月）から令和6年6月18日（火）（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 場所

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階 秋田地方法務局総務課

(3) その他

期限内に申請書・誓約書等の交付を受けなかった者の申請は一切認めない。

6 公募説明会

(1) 日時

令和6年6月19日（水）午前9時30分から

(2) 場所

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5階 第二会議室

(3) その他

業務の概要、申請書及び企画書等の作成要領に関する事項の説明並びに現場見学を行う。

なお、当日の説明会に出席できなかった者の応募は一切認めない。

7 申請書・企画案・誓約書等の受付

(1) 日時

令和6年6月19日（水）から令和6年6月25日（火）（土日祝日を除く。）までの午前9時から午後5時までとする。

(2) 場所

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階 秋田地方法務局総務課

8 照会先

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

秋田地方法務局総務課庶務係

電話 018-862-1124 （担当：福島）

営 業 条 件

【施設共通】

項 目	経 営 条 件
施設の目的	法務省共済組合秋田地方法務局支部の組合員の福利厚生を増進を目的として、良質で低廉な物資の提供とサービスの提供するための施設である。
営業開始予定日	令和6年8月1日
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、受託業者において全責任を負うこと。
委託契約期間	令和6年8月1日から令和7年7月31日まで。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに当事者の意思表示があったときは、双方の協議により、一度に限り期間の更新をすることができる（最大で令和11年6月30日まで）。なお、期間には、機器の設置等、原状回復のための機器を撤去等に要する期間を含むものとする。
報告事項等	収支に関する報告を毎月行うこと。
光熱水料	施設経営に係る光熱水料は、受託業者がこれを負担すること。
庁舎の管理等	秋田合同庁舎管理規則（説明会時に配布）に従うこと。
その他	①施設の経営に当たり、保健所等への申請又は届出が必要な場合は、受託業者が責任をもって行うこと。 ②委託された経営内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。 ③事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。 ④設備及び備品については、善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。 ⑤営業時間を遵守し、品質・分量・規格及び価格については、組合員の利用しやすいものにする事。 ⑥従業員身分保証、健康管理及び服務規律は、受託業者の責任において行うこと。 ⑦委託契約期間満了後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。 ⑧営業希望者に貸与できる備品類の詳細については、説明会開催時に説明する。

【食 堂】

営業時間	午前11時30分から午後2時までを基本とする。 ただし、双方が合意すれば、午前9時から午後5時までの時間内での営業時間の拡大は可能とする。
サービス方法	セルフサービス方式を基本とするが、別途提案は受け付ける。
精算方法	現金等による食券の購入、その他のシステムを提案すること。
メニュー	①定食（価格は800円程度） ②麺類（価格は700円程度） ③その他（丼もの、カレーライス、サイドメニュー等）
備品類	①食堂の厨房器具、テーブル及び椅子は、既存のものを貸与する。 ②その他の運営上必要な備品類については、受託業者が用意すること。 ③備品類の修理は、原則として受託業者において行うこと。
消耗品類	貸与する備品類以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、受託業者が用意すること。
産業廃棄物の処理	食堂等の運営によって発生した産業廃棄物については、受託業者の責任において処分すること。
その他	①食堂内において、食品等（弁当、パン、カップラーメン、飲み物、菓子類等）を販売することができる。ただし、酒類の販売は禁止する。 ②営業時間外において、組合員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 ③上記条件に記載のない項目については別途協議する。